

様

東日本大震災及び原子力発電所事故
からの復旧・復興並びに放射線対策等
に関する要望書

平成27年 2月 6日

福島市議会議長 佐藤 一好

日頃より東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興に関し、ご尽力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

福島市は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興に向け懸命に取り組んでおりますが、震災の発生から3年10カ月が経過した現在も、除染や市民の健康管理、風評被害の払拭など解決すべき課題が山積している状況にあります。

依然として、市民生活や本市産業へもたらした影響は大きく、一日も早く、福島市から放射線の影響を払拭して、市民の安全と安心を確保するとともに、今後の災害発生に備えた要援護者支援制度の整備など、震災からの復興を強力に推し進めることが望まれるところであります。

福島市議会といたしましては、震災以降、国の関係機関に対して、この震災からの復旧・復興に係る対応について、4度にわたり要望書を提出して参りました。このたび、これらのうち平成24年1月及び平成25年8月に提出しました要望事項の個別の内容についての検証を行ったところ、現時点においてもなお達成に至っていない項目もありますことから、県選出国會議員各位におかれましては、本市の震災からの着実な復旧・復興に向け、次の事項の実現が図られますよう、特段のご高配を賜りたく、よろしく願い申し上げます。

1. 子どもたちを健全に育成するための環境整備について

福島市では、避難のためにふるさとを離れ家族ばらばらの生活を送らなければならぬ子どもたちが未だに少なくない。

これは、放射線の影響について国が明確な基準を示していないことが背景となり、放射線に対する正しい理解が進まず、保護者の不安要因のひとつとなっているためである。

また保護者の不安定が子どもに大きく影響を及ぼし、国の緊急スクールカウンセラー等派遣事業についてはすでに実施されているものの、まだまだ心のケアを必要としている子どもたちや保護者も多い。

一方、教育現場では放射線対策に追われ、子どもたちは通常の学校生活が送れず、学力、体力の低下が心配されている。

平成26年度においても教職員の加配措置はとられているものの、子どもたちの心のケア、広域避難児童生徒の対応など、長期間を見通した加配措置の継続が必要であることから、教職員の加配等によりきめ細かな学習指導、生活指導を確保するための対策及び予算措置を講じられたい。

2. 子どもたちの長期的な健康管理について

放射線による健康被害については、外部被ばくはもとより、内部被ばくの調査が最優先課題であるので、子どもたちの甲状腺検査を含め、長期的な健康管理の支援に努めるよう対策を講じられたい。

3. 原子力災害からのイメージ回復等についての財源の確保と国による

対策について

東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害は、福島市のイメージを毀損し市民生活あるいは本市産業全体へ甚大な影響をもたらした。

このような中で、本市は、イメージ回復や風評被害対策に資する各種事業に取り組んでいるが、問題の全面的な解決には、相当の予算措置と期間が必要である。

本市の風評被害対策等に要する経費については、国の震災復興特別交付税等により措置されている部分もあるが、その時限が示されていないことから、本市のイメージを震災前の状態まで回復させ、風評被害を一掃するまでの期間、十分な財源が確保されるかは不透明である。

また、イメージの回復や風評被害対策に有効な国内外への適切な情報発信、広報による対策は、費用対効果の検証が難しく、全面的な問題解決に至るまで、財源の確保を含め地方自治体単独で対応することは困難である。

よって、国策として原子力政策を推進してきた責任により、原子力災害から本市のイメージが十分回復し、風評被害を払拭するため、次の事項について必要な措置を講ずるよう要望する。

①原子力災害の被災自治体において、イメージの回復や風評被害対策のための情報発信、広報を行うにあたり、全面的な問題解決に至るまでの間、あらかじめ十分な財源を確保されたい。

②原子力災害の影響は広範囲にわたり、被災自治体にとってマイナスのイメージが国内外に広まっていることから、福島復興再生基本方針を踏まえつつ、国においても直接、有効な対策を検討し、問題の解決に向けて一層の推進を図られたい。

4. 果樹園地の表土除去と改植の一体的な事業実施について

福島市は、果樹園の空間放射線量の低減を図るための表土除去事業と、放射性セシウム吸収抑制対策のための改植事業を実施している。

表土除去と改植はそれぞれ異なる目的の事業であるが、果樹園地の除染実施に際しては、初めに表土除去を行い、客土した後、果樹苗木の改植を行うことが放射性物質に汚染された果樹園地再生のために最適であることから、表土除去と改植を一体的に取り組む制度の創設が望まれており、本市においては、平成25年度より東北市長会を通じて国に対して要望しているが、制度の創設には至っていない。

さらに、改植を行った場合、生産活動の維持及び再生産を可能とするため、農家に対して、改植から果実を出荷できるまでの期間の所得減少に伴う損害を賠償すべきであるが、原子力損害賠償紛争審査会による東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針には、現在、示されていない。

よって、果樹園地の再生及び将来にわたる持続可能な営農環境を確保するため、次の事項について必要な措置を講ずるよう要望する。

- ①果樹園地の除染に際しては、表土除去と果樹苗木の改植を一体的な事業として実施できる制度を創設するとともに、本事業の経費を負担されたい。
- ②改植事業を進めるにあたっては、農家の生産活動維持及び再生産を可能とするよう改植から果実を出荷できるまでの期間、十分な損害賠償がなされるよう、原子力損害賠償紛争審査会及び東京電力株式会社に対し、適切に対処するよう求められたい。

5. 野菜・果物の全量検査体制の構築について

福島市は、農地等の継続的な除染作業を実施しており、出荷される農産物は基準値以下であり、そのほとんどは測定下限値以下であるが価格はいまだ回復しておらず、また、いわゆる風評被害による販売への影響も甚大であり、農業を主要産業とする本市が受けるダメージは計り知れないものがある。

このような中、多種多彩な本市農産物のうち、平成24年産米より出荷前全量全袋検査により、放射線検査を実施し、科学的根拠に基づき安全性を確保した後、出荷・消費されている。当検査体制は、県外市場関係者からも高く評価されており、流通も軌道に乗り販売量も回復基調となっている。

しかし、野菜・果物については出荷前抽出検査により放射性物質に関する安全性は担保されているものの、消費者の不安は払拭されていないことから、これら農産物に対する風評被害を払拭し、本市農産物の消費を拡大するためには、米の出荷前全量全袋検査同様の検査体制確立が必要であるが、体制等の構築は未だになされていない。

よって、検査機器の設置及び検査に係る全ての経費負担を行うこと等、野菜・果物等農産物の出荷前全量放射線検査体制を構築されたい。

6. 放射性物質により汚染された土壌等の保管についての一層の対策 について

放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況重点調査地域に指定された福島市においては、市民の不安を一日も早く解消するため、福島市ふるさと除染実施計画に基づき、除染等の措置を実施している。

しかし、放射性物質により汚染された土壌等の除染は、過去に経験のない業務であり、本市は、市街地や住宅密集地も多く、仮置き場の設置も容易ではないなど多くの課題が山積し、除染作業の遅れなどの課題も明らかとなっており、こうした課題の解決には、一地方自治体規模での対応には限界がある。

よって、放射性物質汚染対処特措法に規定する「国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。」とした法の趣旨に基づき、汚染状況重点調査地域である本市除染の推進を図るため、放射性物質により汚染された土壌等の保管に関する次の事項について、一層の対策を講ずるよう要望する。

- ①放射性物質により汚染された土壌等の仮置き場として、すでに活用事例はあるものの今後も適切な国有地を積極的に提供されたい
- ②早期に中間貯蔵施設が設置されれば、放射性物質により汚染された土壌等について仮置き場を経ずに、直接搬入も可能となることから、中間貯蔵施設の設置を速やかに進められたい。
- ③中間貯蔵施設の設置においては、放射性物質により汚染された土壌等の搬入にあたり、規模、容積等の不足が生じないように、さらなる精査を行われたい。

7. 汚染状況重点調査地域における除染作業の迅速化に資するマンパワーの確保について

福島市では、福島市ふるさと除染実施計画に基づき住宅除染を実施しているが、本市を含む福島県内の地方自治体における除染作業の本格化により、除染現場の作業員が不足する可能性があり、計画どおりの除染の進捗に大きな懸念が生じている。

また、膨大な除染事業を行うにあたりその負担は大きく、技術系職員の不足も懸念される中で、本市においては、除染現場の監理業務の民間委託等で対応しているが、除染作業に係る人材の確保という課題の抜本的解決には、一地方自治体による対応にはおのずと限界がある。

さらに、国直轄で除染を行う除染特別地域の作業員については、環境省により特殊勤務手当の支給が義務づけられているが、同じ除染作業に従事する汚染状況重点調査地域の作業員については、空間線量率等の状況が異なるとはいえ、現在においても特殊勤務手当の支給が認められておらず、除染特別地域との労務単価の格差が生じており、作業員の確保に苦勞している状況にある。

こうした現状から、除染特別地域に比べ、現に居住する住民が多い汚染状況重点調査地域における除染現場の作業員の確保が困難となり、除染作業の停滞を招くおそれがある。

よって、放射性物質汚染対処特措法の趣旨に基づき、汚染状況重点調査地域における除染作業の迅速化に資するマンパワーを確保するため、除染現場の作業員不足に対する抜本的な解決策を検討し、除染作業の労務単価については、除染特別地域と汚染状況重点調査地域において著しい格差が生じないように、特殊勤務手当の支給等を含み同一内容となるよう配慮するとともに、他の公共事業への影響にも十分考慮しつつ引き上げを行われたい。

8. 除染の加速化及び住民の不安解消に向けた除染推進パッケージのさらなる内容の充実について

平成24年10月23日に公表された除染推進パッケージにおいては、除染の加速化に向けた対策として、福島環境再生事務所への権限委譲や、住民の不安解消に向けた対策として、除染効果の発信や除染に関するリスクコミュニケーション強化等が示され、現在までに一定の成果が現れている。

しかし、福島市においては、除染作業や仮置き場設置の遅れなどを例として、放射線に関する正確な情報を市民と共有し、十分な意思疎通が図られているとは言えない状況がある。

こうした問題の解決のため、放射線に対する理解の促進やリスクコミュニケーションの充実、除染等の措置等に伴う原形復旧措置への財源措置等について、一層の対策の充実が求められる。

よって、放射性物質汚染対処特措法の趣旨からも、除染の加速化及び住民の不安解消に向けた除染推進パッケージのさらなる内容の充実等のため、次の事項について必要な措置を講ずるよう要望する。

- ①放射線に対する理解を深めるため、放射線の安全基準について一層の調査研究を行い、その結果を広く国内外へ周知することを除染推進パッケージに明記されたい。
- ②除染に関する新たな技術の導入について、除染効果が高いと認められるものについては、速やかに除染関係ガイドライン等に反映させることとし、その方針を除染推進パッケージに明記されたい。

③リスクコミュニケーション強化の具体策として、テレビや新聞等の幅広い広報媒体を活用し、正確な情報を国内外へ周知することを除染推進パッケージに明記されたい。

④除染等の措置等に伴う原形復旧措置について、子どもの生活環境のみに限定せず、広く市民が利用する公共施設等も財源措置の対象とし、その方針を除染推進パッケージに明記されたい。

9. 個人や事業主が独自に実施した除染費用について東京電力による速やかな賠償が可能となる制度の構築について

放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況重点調査地域に指定された福島市においては、市民の不安を一日も早く解消するため、福島市ふるさと除染実施計画に基づく除染等の措置を実施している。

しかし、放射性物質により汚染された土壌等の除染は、過去に経験のない業務であり、原子力災害に係る多くの業務を抱える本市において、その負担は大きく、作業の遅れも見られる。

このような背景の中で、除染を待つ個人や事業主の中には、放射線への不安から一日も早い除染を希望し、みずから除染を行う場合もある。

そうした除染費用について、原子力損害賠償紛争審査会においては、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴い、必然的に生じた追加的費用等については、原子力損害として賠償の対象となるとしているが、一日も早い除染を希望する個人や事業主等の市民に対し、その費用について迅速かつ確実に賠償がなされることが示されれば、市民の不安の解消にもつながり、さらに、市民

の理解と協力のもと、除染の進捗にも寄与することになる。

よって、個人や事業主が独自に実施した除染費用について、市民目線に立った賠償基準により、東京電力による速やかな賠償が可能となる制度の構築を図られたい。

10. 下水汚泥の処分への取り組みについて

福島市内の下水処理場である堀河町終末処理場で発生した脱水汚泥については、最終処分ができず、現在は施設の一部を改修し対応しているが、仮置き場所の限界が近づいている。

汚泥の最終処分やセメント等への再利用が可能とされる基準は示されているものの、実際には基準以下の汚泥も受け入れが進まないため、福島県内の多くの処理場においても同様の状況となっていることが、本市議会において行った調査においても分かった。これは、国民に対し、学術的に裏付けられた安全基準について詳細に説明し、理解を得てこなかったことによる風評被害と言えるものである。

よって、下水汚泥の再利用や最終処分が行われるように、学術的に裏付けられた安全基準について詳細に明記し、国民の理解を得るよう努められたい。

1 1. 減容化後の下水汚泥に係る継続的な対応について

国は、平成25年4月から福島市の堀河町終末処理場内で運転を開始した汚泥減容化施設において、放射性物質の検出により最終処分ができず場内に一時保管していた下水汚泥と、施設稼働後に新たに発生した下水汚泥を混合し、乾燥処理による減容化を図っている。

これにより生じた減容化後の下水汚泥は、中間貯蔵施設等への搬出が計画されているものの、その時期は明確ではない。

さらに、下水汚泥について最終処分が可能とされる基準を満たしていても、放射性物質に対する不安から、その受け入れ先は無いに等しく、減容化後の下水汚泥は、未だに場外搬出されておらず、引き続き場内に一時保管せざるを得ない状況である。

よって、減容化後の下水汚泥の一時保管は、暫定的なものとし、国がすべて責任を持って場外に搬出されたい。

1 2. 実効性ある災害時要援護者避難支援体制の整備を円滑に図るための措置について

福島市は、国が平成17年3月に策定した災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、災害時要援護者避難支援に取り組んできた。東日本大震災時には、町内会や消防団、地域包括支援センター等への情報提供は不十分であり、安否確認には相当の苦労があった。

また、本市では、市内45カ所の社会福祉施設等と協定を結び福祉避難所を指定しているが、災害時要援護者の受け入れに当たっては、介護する職員等の

確保が必要であり、災害発生時には、支援部隊等の人的支援が重要となる。さらに、避難者が安心して避難生活を送るためには、福祉避難所のバリアフリー化等の施設改修や、備蓄倉庫、多目的ホール等の整備及び発電機、非常食、簡易トイレや簡易ベッド等の備品の整備が必要である。

国は、市町村に対し災害時要援護者の名簿の作成を義務付けるなど、ガイドラインの改定を行ったが、市町村において災害時要援護者の安全を確保するためには、ガイドラインに基づいた災害時要援護者避難支援体制の整備を早急に進めることが必要であり、本市においては、市の単独事業として、新たな補助制度を創設したものの、現時点では、国による具体的な支援や対策が講じられていない。

よって、市町村が実効性ある災害時要援護者避難支援体制の整備を円滑に図られるようにするため、次の事項について必要な措置を講ずるよう要望する。

- ①災害時要援護者のための福祉避難所の改修、整備を含め災害時要援護者避難支援体制の整備に必要な経費について負担されたい。
- ②災害発生時には、災害時要援護者を介護する職員等必要な人材を確保できるよう広域的な支援体制を整備されたい。